

福祉用具購入費支給申請 Q&A

Q1 どのような人が申請できるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けており、在宅で生活している方が対象となります。

Q2 福祉用具購入費の支給申請は年1回限りですか？

A 福祉用具購入の支給限度額は、同一年度(4月1日から翌年3月31日までの間)で10万円(税込)であり、その範囲内であれば何度でも申請できます。
(例:初回到7万円分の福祉用具購入費申請をされた場合、その年度は残り3万円まで申請することができます。支給限度額の10万円を超えた部分は自己負担となります。)
なお、複数の申請を行う際には購入順に申請してください。

Q3 申請してからどのくらいで支給されますか？

A 提出書類に不備がなければ、おおむね30日後に振り込まれます。

Q4 同じ種目の福祉用具の再購入も支給の対象となりますか？

A 福祉用具が破損して使用できない、身体状況の著しい悪化等の特別な理由があり、市が必要と認めた場合は再購入をすることができます。カビが生えた等の汚損による再購入は、支給対象となりません。購入歴の有無が不明な場合や、再購入を検討する場合は、必ず事前に介護保険課(☎086-803-1241)にご相談ください。その際、破損や身体の状態を詳しく説明してください。

Q5 ずいぶん前に購入したのも申請できますか？

A 時効は領収日から2年間です。

Q6 指定事業者以外のホームセンターやインターネットなどで購入した用具も支給の対象となりますか？

A 対象外です。
ご自分の身体状況にあった用具を選ぶために、購入前にケアマネジャー等に相談のうえ、必ず市が指定する特定福祉用具販売事業者から購入してください。指定事業者以外から購入された場合は支給対象となりません。

Q7 医療機関に入院中に使用する福祉用具は支給の対象となりますか？

A 対象外です。在宅で利用される方を対象としています。グループホーム、介護付有料老人ホーム等の介護施設に入所されている場合も支給対象となりません。

Q8 すのこは浴室内(浴槽内)に敷き詰めなければなりませんか？

A すのこは床面(底面)に敷き詰められていない状態で購入した場合も支給の対象となります。ただし、のちに残りの部分を敷き詰めるために購入する場合は再購入の扱いとなり支給対象とならない場合があります。

Q9 ポータブルトイレ(補高便座)を持っているが、ウォシュレット付きに買い替えたい。再購入は支給の対象となりますか？

A ウォシュレットは付加価値にあたるため、ウォシュレットを付けるためだけの再購入は支給対象となりません。

Q10 部品のみ購入や修理は支給の対象となりますか？

A 必要と認められた福祉用具の部品の破損については支給対象となります。ただし、ウォシュレットやリモコン等、付加価値にあたる部分については支給対象となりません。また修理の場合、部品の購入費用は支給対象となりますが、工賃は支給対象となりません。

Q11 杖の部品の購入対象はどのようなものですか？

A 必要と認められた福祉用具の部品が破損した場合、(杖のグリップが外れた、シャフトが折れた等)、市が必要と認めた場合は購入をすることができます。カビが生えた等の汚損、使用による摩耗等による部品購入は、支給対象となりません。購入歴の有無が不明な場合や、部品購入を検討する場合は、**必ず事前にご相談ください。**(Q4、Q10も参照ください。)

Q12 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能ですか？

A 特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、基本的には中古品の販売は想定していません。また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となりましたが、これらについても新品の販売を想定しています。